

(様式 1)
審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

法令名	理容師法	担当課 根拠条項	薬務衛生課 11の4-2	検索番号 10-2
許認可等	管理理容師講習会の指定			

(根拠規定)

○理容師法（抄）（昭和22年12月24日法律第234号）

第十一條の四

② 管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

<厚生労働省令で定める事項>

○理容師法施行規則（抄）（平成10年1月27日号外厚生省令第4号）

（講習会の指定基準）

第二十三条 理容師法第十一條の四第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

科目	時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識及び経験を有する者が前号の科目を教授すること。

イ 医師

ロ 歯科医師

ハ 薬剤師

ニ 獣医師

ホ イからニまでに掲げる者と同等の知識及び経験を有すると認められる者

三 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うこと。

四 前号の認定を受けた者に対し、講習会修了証書を交付すること。